(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高知県安芸郡安田町安田字向ヲ一四〇番一地先から安芸市伊尾木字ドンドノ西三七四番一まで	前 A	九・七七～一二・六四メートル　四二・三六～一五七・二五キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	九・〇九七～二・一〇〇キロメートル	
	後 A	九・七七～一五七・二五メートル	
	B・C	一二・六四～四二・三六メートル　九・〇九七～三・四一三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥栖市曽根崎町字本成一〇八〇番一地内	前	二八・一五～三三・七九メートル　〇・〇〇五キロメートル
	後	二八・一五～二八・四五メートル　〇・〇〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	鳥栖市曽根崎町字硯川一四一二番一から同市曽根崎町字本成一〇〇三番三まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十三日

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八代市日奈久塩北町字八ツ尾三〇六四番二地内	前	九・一七～一五・〇〇メートル　〇・〇〇七キロメートル
	後	九・一七～一五・〇〇メートル　〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	八代市日奈久塩北町字八ツ尾三〇六四番二から同市日奈久塩北町字野添三〇〇九番六まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十二日

国会事項

衆議院

議員辞職

九月八日議長は、東北選挙区選出議員馬場雄基の辞職を許可した。

臨時国会召集要求書送付

九月十日、議員笠浩史外二百三十八名から、内閣総理大臣石破茂宛の次のとおりの臨時国会召集要求書を受領したので、即日、額賀議長から、内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

与党過半数割れとなった参議院選挙が七月二十日に行われて以来、九月七日に石破総理が退陣を表明するまで一か月半以上要した。この間の政治的空白により国政は停滞し、物価高騰に苦しむ国民生活に大きな影響を与えたことは明白である。

これ以上国政の停滞は許されず、野党は、総裁選挙を早急に実施して九月中に臨時国会を召集するよう自由民主党に求めた。然るに、自由民主党はこれに応じず、十月四日に総裁選挙を行うことを総裁選挙管理委員会で決定し、九月中の臨時国会の召集を拒否した。政治的空白を更に長期化させる決定をした自由民主党は、党内事情を優先させるために国民生活を蔑ろにしたと断ぜざるを得ない。与党の怠慢であり国民に対する責任の放棄とも言える暴挙である。

物価高対策をはじめ喫緊に対応すべき内外の諸課題が山積している。ガソリン暫定税率の廃止、日米貿易交渉の関税措置による影響緩和、経済対策等に不可欠な補正予算など、国会を早期に開いて審議しなければならない。

よってここに、日本国憲法第五十三条に基づき、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、れいわ新選組、日本共産党、有志の会、参政党、日本保守党及び社会民主党は、衆議院議員二百三十九名の連名により、早急に臨時国会を召集するよう強く求める。

自由民主党が総裁選挙を行っている間でも、臨時国会を召集し法案等について審議をすることは可能である。国会を開かずに国民生活に直結する多くの問題を放置し続けることは重大な不作為であり、国益を損ねることに他ならない。これらのことを重く受け止め、石破内閣は党内事情よりも国民生活を優先し、行政府としての責任を果たすべく、一刻も早く国会を召集するよう早急に対応を取られたい。

令和七年九月十日

笠浩史外二百三十八名

代表者　笠　浩史

遠藤　敬
古川　元久
山川　仁
塩川　鉄也
福島　伸享
鈴木　敦
河村たかし
新垣　邦男

内閣総理大臣　石破　茂殿

笠浩史外二百三十八名連名

臨時国会召集要求書送付通知

九月十日、築山本院事務総長から、小林参議院事務総長宛、本院議員笠浩史外二百三十八名から臨時国会召集要求書が提出され、即日、内閣に送付した旨通知した。

訂正

九月八日、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（第二百十七回国会衆法第五〇号）の提出者中馬場雄基議員辞職につき「落合貴之外五名」を「落合貴之外四名」に訂正する。

参議院

報告書受領

九月二日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和六年度における予算使用の状況（令和六年度出納整理期間を含む。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。